

令和6年長浜市議会定例会

令和7年3月^{ていれいづきぎかい}定例会

市長提案説明

令和7年2月21日

近況報告

- ・ 令和7年度当初予算について
- ・ 北部地域振興について
- ・ 長浜市の未来図について
- ・ 市立病院の経営再建について
- ・ その他

議案説明

- ・ 当初予算 9 議案（議案第8号～第16号）
- ・ 補正予算 7 議案（議案第17号～第23号）
- ・ 条例 19 議案（議案第24号～第42号）
- ・ その他議案 6 議案（議案第43号～第48号）

本日ここに、令和7年3月定例月議会の開会にあたり、議員の皆様にはご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、説明に入ります前に、介護給付費財政調整交付金の算定誤りについてご報告申し上げます。

過日ご報告しましたとおり、介護給付費財政調整交付金の算定において事務上の誤りがあり、その結果、本市への交付金額が最終的に約4,300万円減額となる事態が発生しました。市民の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

これまでも業務の適正な遂行に向け、確認体制の強化に取り組んでまいりましたが、今後は基本的な確認作業を改めて実施するとともに、チェック体制の強化も図ってまいります。また、新たな視点として、日々の業務の中で、施策等を議論する職員間のコミュニケーションを通じて、組織やチームとして気づきを得る機会を増やしていけるよう努めてまいります。

こうした取組等を通じて、市民の皆様には信頼される市政の実現を目指し、引き続き全力を尽くしてまいります。

それでは、令和7年度の予算をはじめとする諸議案をご審議いただくにあたり、市政運営に対する私の所信を申し述べます。

今回提案しております令和7年度当初予算は、一般会計総額が583億円と過去最大規模となりました。人口減少・少子高齢化が進展する中、厳しい財政状況にあっても、市政運営の指針である「長浜市総合計画第3期基本計画」の3年目として、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、重点施策に的確な予算配分を行いました。

特に、当初予算のテーマを『こども若者の笑顔を未来の輝きに ～みんなの力で長浜を紡ぐ～』と掲げました。これは、こどもや若者一人ひとりの笑顔こそが、長浜の未来を照らす光であるという私たちの強い信念を表現したものです。この理念のもと、4つの重点施策を軸に予算を編成いたしました。ここでは、まず大きな方針について説明しますが、具体的な事業については1年間をかけて練り上げたものであることを申し添えます。

第一に、『社会のニーズに対応した産業振興と多様な働く場・活躍の場づくり』です。企業の積極的な投資意欲に応えるため、新たな産業用地の確保と成長産業の企業誘致を積極的に進めることにより、地元の雇用機会を増やし、若者から選ばれるまちを構築します。神田・長沢地区の産業用地確保につきましては、長浜市と米原市の共同事業として、県の応援を得ながら事業を進めます。また、ライフステージに応じた多様な働き方を支援し、市民の皆様が自分に合った働き方を選べる環境を整えてまいります。さらに、次代を担うスタートアップ企業への支援や、先端技術を活用した新規事業の展開を促進し、地域経済の持続的な発展を実現します。そして、将来の担い手である高校生や、後継者不足に悩む農業従事者、さらには地域で活躍する女性にも焦点を当てて、取組を進めてまいります。

第二に、『長浜に対する「シビックプライド」を醸成する環境づくり』です。長浜ならではの地域資源はとても多いのですが、それらを活かし、まちの魅力を一層高める取り組みを推進します。特に、首都圏で好評を博した観音文化の取り組みを地域の観光振興につなげるとともに、大河ド

ラマ『豊臣兄弟！』の放映を絶好の機会として、博覧会を開催します。さらに、子どもや若者が大企業と協力し、長浜のプロモーションビデオを作成する他、長浜市の子どもたちが大阪関西万博参加国である^{アメリカ}米国ミシガン州と交流する取組を実施します。これらにより、長浜の魅力を全国に発信し、多くの方々との交流を通じて、さらなる地域の一体感醸成を目指してまいります。

第三に、『こども若者の成長を全世代で応援する社会づくり』です。次代を担うこどもや若者が自らの可能性を最大限に開花できるよう、多様な学びの機会を提供し、市全体で応援してまいります。また、「こどもの100か月育ち」支援では、妊娠期から小学校入学までを切れ目なくサポートし、さらに、育児が困難な保護者や不登校の児童生徒、住宅の新築・購入を目指す夫婦など、子どもを取り巻く関係者の切実な要望に応えるための取組を進め、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう支えてまいります。

第四に、『県北の健康医療都市をはじめとした、地域資源を活かした持続可能なまちづくり』です。病院再建及び再編という重要課題に正面から取り組み、将来にわたり安心

できる地域医療の確立を目指します。さらに、今年秋に開催される『国スポ・障スポ大会』を契機に、市民の皆様がスポーツや健康づくりに取り組める環境を整え、健康意識の向上を支援してまいります。そして、南長浜のまちづくり、地域脱炭素、デマンドタクシーの拡充、DX実証実験などの取組を通じて、持続可能なまちづくりに努めます。

以上、当初予算の重点施策に加え、北部地域の活性化にも特に注力しております。地域固有の魅力と可能性を最大限に引き出すため、旧高月中学校や旧杉野小中学校の跡地を地域の新たな価値創造の拠点として活用を進めております。また、丹生ダム建設計画中止後の余呉地域においては、地域の皆様との対話を重ねながら、新たな地域振興策の検討が進んでおります。今後、皆様にしかるべき時期に方向性をご報告するとともに、実施可能なものからスピード感をもって取り組んでまいります。さらに、今議会にご提案申し上げている己高庵の指定管理期間延長は、この地域ならではの歴史文化資源を活かした持続的な地域づくりの一環です。これらの取り組みを通じて、各地域が持つ独自の

強みを活かした自立的な発展を支援してまいります。

また、長浜市の将来を見据えた長期的なまちづくりの指針として、次年度より次期総合計画の策定に着手いたします。これまでも申し上げてまいりましたように、持続可能なまちづくりを実現するためには、市民の皆様と将来像を共有し、議論を重ねることが不可欠であると考えております。そこで、令和7年度の早い段階で基本的なコンセプトとして「長浜市の未来図」をお示しし、令和9年度からスタートする次期総合計画の策定に向けて、市民の皆様、そして議会の皆様とともに、実り多い議論を重ねてまいります。

総合計画の策定にあたっては、「開かれたシビックプライド」を長浜市の背骨と捉え、市内外の知見を取り入れながら、市民の皆様が主体となるまちづくりを推進してまいります。特に、こども・若者を「主人公」として位置づけるとともに、誇れる健康医療都市の実現に向けるなど、いくつかの柱を立て、市民の皆様とともに考え、具体的な施策として結実させていきたいと考えております。

最後に、喫緊の課題である市立病院の経営再建について申し上げます。

市立病院の経営状況につきましては、既にご報告申し上げますとおり、過剰な施設整備、高額医療機器への投資、急性期病院が長浜赤十字社と並立している等という構造的要因のほか、物価高騰や賃金上昇等の外的要因も加わり、令和6年度の経常損失は約24億円に達する見込みです。この状況を看過すれば、令和7年度から8年度にかけて、退職給付引当金を使用してもなお資金ショート、さらには市政全体への深刻な影響につながる可能性があります。病院事業の再建、及びそれに続く再編は、長浜市の未来を左右する重要な課題であり、現在、長浜市は歴史的な分岐点に立っています。令和6年度、7年度における私たち関係者の判断は、後世に検証される極めて重要なものとなるでしょう。

そして、病院事業の再建等にあたっては、これから描いていく「長浜市の未来図」が目指す持続可能なまちづくりを実現するためにも、市と病院事業が一丸となって抜本的

な改革を断行する必要があります。この認識のもと、先の健康福祉常任委員会でお示しした「今後の市立2病院の経営再建等に向けた確認事項」に基づき、市と病院事業が共通認識を持って改革に取り組んでまいります。

具体的には、これまで10年以上にわたる経常損失の推移やその発生要因、診療科別の収支分析を徹底的に明らかにするとともに、湖北圏域の病院再編の姿も意識しつつ、経常収支の均衡を図るための具体的な経営改善策を見出してまいります。併せて、市民の皆様にも長浜市が歴史的な分岐点にあることをしっかり共有しながら、着実に取組を実行していきたいと考えております。

病院事業の経営再建なくして、市の持続的な財政運営は全く成り立ちません。これまでの経緯と教訓を真摯に受け止め、持続可能な医療提供体制の確立に向けて、不退転の決意で取り組んでまいる所存です。議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上、令和7年度の当初予算案をはじめとする市政運営の基本方針について申し述べました。

それでは、提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第8号から議案第16号までは、令和7年度当初予算案でございます。

先ほど一端を申し上げましたが、令和7年度の当初予算は、「長浜に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る」取組が、こどもや若者一人ひとりの笑顔を未来の長浜市の輝きにつなげ、将来にわたって持続可能なまちとなるよう、市民の皆さんの力で長浜市の発展を紡いでいこうという思いを込めた予算として編成いたしました。

予算総額は、一般会計が583億円、令和6年度予算と比較しますと0.9%の増、特別会計と企業会計を合わせた全会計では、1,166億円、前年度比1.6%の増となったところでございます。

まず、本市の財政状況についてであります。歳入の根幹である市税収入につきましては、令和6年度に実施された定額減税の影響や個人の給与所得の伸びなどを見込んで

いるほか、固定資産税では家屋の新增築分の増加等が見込まれることから、市税全体で、令和6年度と比較し、7億8,300万円、^{りつ}率にして4.8%増の172億3,900万円を見込んでおります。

一方、地方交付税は制度創設以降初となる^{りんじざいせい}臨時財政対策債の発行ゼロ等を踏まえましては、令和6年度当初予算と比べ、2億円増加する見込みとなり、市税、地方交付税及び^{りんじざいせいたいさくさい}臨時財政対策債を合わせた主要一般財源は、前年度比7億3,800万円増加する見込みです。

次に主な歳出についてご説明申し上げます。

総務費では、こども若者が地域のヒト・コト・モノに関わる機会やこどもや若者の声を聴くための仕組みづくり、若者のサードプレイスの運営に要する経費をはじめ、南長浜地域のまちづくりや脱炭素社会の構築に向けた取組を進めるための経費のほか、移動支援のためのデマンドタクシー運行事業に要する経費、自治体情報システムの標準化移行のための経費等を計上しております。

民生費では、子育て世帯を支援し、こどもの居場所づく

りを促進するための経費をはじめ、ひとり親家庭の養育費確保の支援や、長浜版こども誰でも通園制度に要する経費のほか、不足する保育士の確保のため、潜在保育士の就労支援に係る経費等を計上しております。

衛生費では、こどもが生まれる10か月前から小学校1年生までの100か月の健やかな育ちの支援や、1か月健康診査事業、産婦人科医師や小児救急医療体制の確保のための経費のほか、湖北広域行政事務センターの一般廃棄物処理施設整備に対する負担金等を計上しております。

農林水産業費では、農業に関心のある若者の就農支援や近年農作物への被害が深刻化しているニホンザルの個体数調整経費のほか、ため池の廃池に要する経費等を計上しております。

商工費では、大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放映を契機として、本市の魅力を発信し、地域内外からの誘客促進つなげる北近江豊臣博覧会実行委員会への負担金及び、インバウンドの受入環境整備に要する経費をはじめ、豊国神社周辺の道路整備事業や、新たな産業用地の開発に取り組む経費、中小企業者の人材確保支援事業など地域経済の持続的

発展のための経費等を計上しております。

土木費では、田村駅東口駅前広場等の整備、高月駅関連施設の照明LED化をはじめ、継続して進めております地福寺神照線、田部木之本線、石田宮司線、(仮称)神田スマートインターチェンジなどの整備費等を計上しているほか、宇根本団地建替整備に向けた準備業務、子育て世帯や若者夫婦といった次世代に対する住宅新築支援を行ってまいります。

教育費では、学校統合に要する経費、学校施設の長寿命化改修、AI型英語学習ソフトの導入、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒に対する支援、学力向上事業、地域と学校の連携と協働による「生きる力」の育成事業、大阪関西万博を契機として参加国との文化活動やスポーツ活動を通じた交流事業のほか、いよいよ本大会を迎えます国スポ・障スポ大会の経費、(仮称)小谷城戦国体験ミュージアムの整備に向けた設計経費等を計上しております。

公債費は約40億円を計上し、このうち約7億4,000万円が繰上償還予算となっております。これまでの計画的な繰上償還の実施により、市債残高の圧縮に努

めてきた結果、基礎的財政収支は24億円の黒字を確保したところでございます。

令和7年度予算は、児童手当やしょうがい者自立支援給付費等の扶助費の増加や自治体情報システム標準化への対応、人件費の増加により、昨年度に引き続き過去最大の規模となりましたが、施策の推進や行政課題にしっかりと対応していくため、限られた財源を有効かつ重点的に配分しながら、基金や交付税措置のある市債を活用して、財政計画の基調に沿った財政運営の健全性維持との両立を図りました。

これらの予算に基づきまして、こどもや若者の笑顔と希望を未来につなぐため、地域への誇りを育みながら若者に選ばれる長浜市の実現を目指し、全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様、市民の皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が一般会計予算583億円の概要でございます。

なお、病院事業につきましては、これまでは収支均衡予算を編成してきましたが、令和6年度決算見込みによる厳

しい経営状況を踏まえ、13億円の赤字を見込んだ予算とし、現状の厳しい財政状況を直視した内容となっています。

次に、議案第17号から議案第23号までは、補正予算となります。

一般会計では、国県の補助採択等によるもの、指定管理施設への光熱費高騰対策、決算の見込みに合わせた整理を行うもの、その他、予算の追加計上が必要になったものについて、予算措置を講じるものです。

その主なものとしましては、義務教育学校の空調改修や小中学校の照明設備LED化に要する経費、市道の消雪設備工事及び橋梁修繕工事に要する経費、農業の担い手確保・経営強化を支援する補助金、ふるさと寄附金の基金への積立金、老朽施設の解体費等でございます。

また、事業の進捗状況を踏まえ、翌年度に予算を繰り越す必要があるものについて繰越明許費を設定しております。

併せて、己高庵の指定管理期間を延長することに伴い、指定管理料に係る債務負担行為を設定しております。

特別会計及び企業会計につきましては、一般会計同様に

決算見込みに合わせた予算整理や歳入の増減に伴う財源更正、一般会計からの繰出金の精算を行うものでございます。

続きまして、議案第24号から議案第42号までは、条例の制定及び改正でございます。

議案第24号は、地方公務員法の一部を改正する法律が一部改正されることに伴い、本市条例で引用している規定を改正するものです。

議案第25号は、部の分掌事務^{ぶんしょう}を見直すことについて、本市条例を改正するものです。

議案第26号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が一部改正されることに伴い、制度周知等必要となる対策などを規定するものです。

議案第27号は、令和6年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告等を踏まえ、本市職員の給与改定を行うため、関係条例を改正するものです。

議案第28号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本市条

例で引用している規定を改正するものです。

議案第 29 号は、「建築基準法」等の改正及び「宅地造成及び特定盛土等規制法」の経過措置期間の終了に伴い、手数料の見直し等を行うものです。

議案第 30 号は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得算定基準を引き上げるものです。

議案第 31 号は、本庁舎等における開庁時間の短縮にあわせて、長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センターの開所時間を短縮するものです。

議案第 32 号は、12 月定例月議会でご議決賜りました農業集落排水処理施設の用途廃止に係る条例に関しまして、一部施設について、接続工事の発注時期を見直しましたことから、廃止時期を延期させていただきたく、その内容を改正するものです。

議案第 33 号は、公共下水道に接続する農業集落排水処理施設の用途を廃止するものです。

議案第 34 号は、施設が老朽化した市営住宅南小足団地の用途を廃止するものです。

議案第35号は、政令の改正に合わせて、非常勤消防団員等の退職報償金の勤務年数区分を見直すものです。

議案第36号は、長浜市未来こども若者計画の策定に合わせて、ふるさと納税による寄附金をこども若者施策の推進に積極的に活用するため、寄附者が指定する事業区分を新たに追加するものです。

議案第37号は、令和6年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告等を踏まえ、本市病院事業職員に係る関係条例を改正するものです。

議案第38号は、公務の能率的運営を確保するため、地方公共団体の一般職の任期付職員（にんきつき）の採用に関する法律第5条に規定する任期付短時間勤務職員の採用を可能とするため規定を追加するものです。

議案第39号は、附属機関の廃止並びに名称及び所掌事務の変更を行うものです。

議案第40号は、厚生労働省令等に基づき地域包括支援センターの人員や運用基準を定めている本市条例について、省令の改正に伴い、配置すべき職種の柔軟な職員配置を可能とするものです。

議案第４１号は、長浜市公共下水道事業計画の変更に伴い、本市条例で引用している項目を改正するものです。

議案第４２号は、令和３年度に受益者負担金制度を工事負担金制度に変更し、変更前に賦課済であった受益者負担金の徴収業務が終了したことから関係する規定を削除するものです。

続きまして、議案第４３号から議案第４８号までは、その他の事件議案でございます。

議案第４３号は、地方自治法の規定に基づき、^{あざ}字の区域及び名称を変更することについて議会の議決をお願いするものです。

議案第４４号及び議案第４５号は地方自治法の規定に基づき、指定管理期間を変更することについて、議会の議決をお願いするものです。

議案第４６号は財産の譲渡について、議案第４７号は財産の貸付について、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

議案第48号は、リース車両である公用車の全損による損害賠償金の額を定めることについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

以上、本日ご提案申しあげました諸議案につきまして、なにとぞ、慎重なるご審議の上、ご議決とご同意を賜りますようお願い申し上げます。